

午前 10 時 3 分 開議

議長（林 治君） おはようございます。ただいまから平成 9 年第 3 回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 13 番和気 豊君、16 番重里 勉君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、議案第 8 号 平成 9 年度……。

〔嶋本五男君「議長、動議」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 動議は賛成者がおりませんので成立しません。

〔「賛成」の声あり〕

議長（林 治君） 何の動議ですか。

26 番（嶋本五男君） この際、林議長不信任案を直ちに日程に追加し、議題とされんことを望みます。

議長（林 治君） ただいまの動議について、賛成の方おられますか。

〔「賛成」の声あり〕

議長（林 治君） ただいま嶋本君から、私、林の議長不信任案を直ちに日程に追加し議題とされたいとの動議が提出され、所定の賛成者がおりますので、動議は成立しました。

本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本動議に賛成の諸君の起立を……。

〔小山広明君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 小山君。

3 番（小山広明君） 議長の不信任という至って重大な動議でございますので、起立ではなしに記名で投票をお願いしたいと思います。それを意思を諮っていただきたいと思います。

〔小山広明君「名前を明らかにして賛成か反対か」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 小山君に申し上げます。この際、起立によってもその氏名は明らかになりますので、御了解をいただきたいと思います。よろしいですか。

改めてお諮りいたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（林 治君） 起立少数であります。よって、議長不信任案を日程に追加し議題とされたいとの動議は、否決されました。

次に、日程第2、議案第8号 平成9年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（林 治君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第8号、平成9年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

平成9年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条の第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ334万5,000円を追加し、1,545万7,000円から1,880万2,000円とするものでございまして、増額項目につきましては前年度繰越金及び污水处理施設管理基金定期預金利子の基金への積み立てとなっております。

以上、簡単ではございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（林 治君） これより質疑を行います。———小山君。

3番（小山広明君） ただいま提案されました議案について、もう少し詳しく御説明いただきたいと思うんですが、当然この歳入に対して、污水施設ですから整備もきちっとやっていかないといけないと思うんですが、この

分についての整備状況、また現在の環境的な部分で、排水の実態なんかも御説明いただきたい。

それから、泉南市はこれだけではなしに、ほかにもいろいろ住民から市の管理をしてほしいという、そういうものが上がっておって、調査もきちっとやっとならうと思うんですが、現在の下水道事業は財政問題もあってなかなか、肝心の山間部なりいわゆる山手の方に整備がおくれていると思うんで、特にこういうコミプラというんですか、集落ごとというんか集团的にある団地の処理というのは大変重要だと思うんで、この辺の進捗状況、市に移管のですね、そういうものについて説明をしていただきたいと思えます。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 小山議員の御質問に御答弁申し上げます。

まず、今回御提案いたしました補正につきましては、現在砂川台の汚水処理施設を引き取って、市の衛生課で維持管理を行っております。これにつきましては、雑排水の処理後の放流につきましては定期的に検査し、いずれも基準値内の数値を保っておると聞いておるところでございます。

（小山広明君「数字を言うてくれませんか」と呼ぶ）数字につきましては、私、今手元に持ち合わせございませんので、もうしばらく時間をいただきたいと思えます。

それと、山手の方に行きますとかなりの団地がございまして、市内では汚水処理の要綱に合致する施設が6施設現在残っております。それらの引き継ぎにつきましては、樽井みずほタウンにつきましては来年4月1日をめどに現在協議中ございまして、ほとんど来年4月から市に移管できると思っております。それと、サングリーン及びいずみ台につきましては、現在自治会また開発業者、私どもの三者の協議を持ちまして、前向きに移管するべく協議を行っているところでございます。

以上でございます。

〔小山広明君「全部答弁してない」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） 334万5,000円、この年度に歳出を執行する必要がないとして基金に積み立てるとのことだと基本的には思うんですが、だから現在のそういう整備状況がどうなるとかということをお尋ねしと

るわけですから、基準値をクリアしとるといっても、基準値いっぱいを出とるのか、数字的にはかなり高いのかというのはやっぱり興味あるところですから、その辺はちゃんと数字を言っていたらいいと思います。

それから、今6施設と言いましたが、1つはみずほタウンですか、中学校の裏のみずほだと思うんですが、来年の4月からほとんど移管できる可能性があるということですが、これは移管できると我々は判断していいのかどうかですね。これは随分長く、私の当選した当時からその調査が始まって、前向きに取り組む、市が移管を受けるということで来とると思うんですが、ほかの団地についてはいつになるのか、聞いとる限りではなかなか見通しが立たないんですが、これはやはり市が積極的に引き取るという、全体の下水道事業をやとるわけですから、市長もそれは1つの理念に基づいてそういう整備をやとるわけですから、やっぱり民間が管理するというよりも市が管理をして、水質なんかにも責任を持って、それも下水道整備にカウントできるわけですから、でないともう今までゼロというような状態ですから、こういうものを市が移管を受けるとによって、市が公共下水道の整備として1つの、実質的にはカウントできるわけですから、もう少しこれは市長がリーダーシップをとって早く移管を受けなきゃいけないんじゃないでしょうかね。いろんなネックはあると思いますけども。

だから、ほっといても出す側は余り関係ないんですよ。しかし、市はやはり市全体の環境問題から積極的に進めないといかんわけですから、これはネックを早く取り除いて、市は一方では都市計画税を使いながらいろんな整備をしとるわけですので、これはいわゆる住民の方が100%負担をして整備をしとる事業でしょう、ある意味で。そういう点ではもう少しこの辺の市長の理念を貫いた1つの取り組みが私は必要だと思うんですね。特に市長も住んでおられる砂川柴田団地はまだ移管を受けてないんじゃないでしょうかね。そういう点もありまして、やっぱり積極的に、せっかくある施設については市が責任を持った管理をしていくという必要があると思うんで、市長のこの面についてのひとつ明確な考え、また期限を切った整備方針を出していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 7団地対象で当初取り組んでおりまして、この議会に移管の請願が出されまして、それが採択されておるということになってお

ります。その後それぞれの団地、あるいは開発者と協議をしまいであります。砂川台についてはこの会計にありますように引き取っておると。

あと6団地のうち、みずほは現在、今年度末引き取りに向けて話が順調に進んでおります。それから、いずみ台、サングリーンは現在それに向けて、開発者も入った中で協議中ということでございます。楠台については今、自治会といいますか管理組合で管理をされておりますが、これは今公共下水道が一丘まで延伸しておりますから、それとの接続というのはそう長く時間がかからないということでございまして、これについては今のところ自治会からも引き取りの要請というのは来ておりません。

それから、八幡山につきましては、以前自治会の方で整理をされまして自主管理をすると、こういう方向になっております。それから、砂川公園団地についても同様に、過去において自治会、それから開発者の方で管理をしていくと、こういう方向づけがなされておりますので、一定、7団地についてはそれぞれの方向が示されております。我々の方が一定条件を整えていただければ引き取りますよという条例を制定してるわけですから、市が別に拒んでるとか、そういうことではございません。その中で、それぞれ適切な管理について、自治会なり開発者あるいは管理会社の方で検討されておるということでございますから、そういう三者が同じ方向に向かったときに協議をさしていただいておりますから、今後もそういうスタンスでいきたいと思っております。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） 結論的に言えば、余り市長は積極的にはこれを引き取る方向には、市長の考えとしては私はないように受け取りました。先ほども言いましたように、住民は新たに引き取ってもらおうとすれば、ある程度の整備をせんといかんわけですから負担になってくるわけで、住民の側から、よほどのことでない限り引き取ってほしいという要望が来にくい内容だろうと私は思います。

しかし、それだけに水質なり環境の問題があるわけですから、市としては町全体の、今環境問題が本当に行政なり政治の中心課題になつとるわけですから、それはもう少し住民の負担をむしろ軽くしてというよりも、住民は既にもうそのことを投資してきとるわけですね。一般的にはくみ取りなんかは全部市が補助金を出してやとるわけでしょう。そういうことを

いろいろ考えたら、全く住民の1つの自発的な負担でこの環境、水質問題が処理されてきておるといのが実態じゃないですか。

そういうことを考えたら、もっと政治家として思い切った環境を重視した政策をとるなら、開発業者なり住民なり自治会が対等な責任の持ち方で進めるんではなしに、これは市からお願いをして一日も早く市が責任を持った管理をしないと、こういうものはなかなかちゃんといかないですよ、普通。これは市長はよくわかっと思うんですが、そういうのはやっぱりもう少しきめ細かな、また全体を見た上での細かな施策を進めてもらいたい。

市長、これはほんとにかなり時間がたって、予算もかけて調査もしとるものですから、その時点で市がこれはイニシアチブを持ってやるということを決めて、僕はあれやっと思うんですが、今のような市長の考え方だったら、調査も恐らくする必要はなかったのではないかなと私は思います。そういう意見だけ付しておきまして、本当にこれは市長、もう一遍、私の意見もまた全体の意見も考えて、もう少し考え方を柔軟にして実効のある施策をしてもらいたいと思います。

議長（林 治君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 今後の展望も含めて二、三点お伺いをしたいわけですが、まず1点は一丘団地の関係ですけれども、これを何か一般の污水の関係の配管に接続すると、こういう話も聞いておるんですが、これは具体的にどういう将来展望を持っておられるのか明確にしていきたい、これが1点です。

もう1点は、今小山議員からも御指摘がありましたんですけれども、7団地という一応の数字は上がっておりますけれども、今後将来にわたってミニ開発をされたいわゆる小団地のそういう污水の処理は、条例等でもある程度規制をしておるわけですけれども、やはり公平・公正な取り扱いという視点からすれば、そういうところにもやっぱり具体的な施策をしてあげようような検討というものがいいのではないかというふうに思うわけですが、まずこのことについて御答弁をいただきたい。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 島原議員の御質問に御答弁させていただきます。

まず、現在では該当しておる処理施設につきましては7団地、そのうち、先ほど来御答弁申し上げておりますとおり、砂川台の1団地を引き取ってございます。それで、移管に関する要綱につきましては、現時点では501人槽以上の規模と、このように決められておりまして、残りの6団地がスムーズに引き取りが終わるめどがつきましたら、この501につきましても若干数字を下げていきたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 南下水道整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） ただいま議員の方から一丘団地の接続について御質問がありましたので、お答え申し上げます。

一丘団地につきましては、今年度末に流域下水道泉南幹線が完成するのに伴いまして、本市といたしましても今年度末を目途に接続工事を進めてまいりたいと考えております。その後、接続等の手続がありますので、平成10年7月以降に下水道が使用可能な状態になるということでございます。その後住宅・都市整備公団からの接続工事もしくは周辺の関連団地からの接続工事等がございますので、平成10年7月以降に実際には公共下水道による供用が開始されるものと考えております。

以上でございます。

議長（林 治君） 島原君。

17番（島原正嗣君） もっと詳しくお伺いをしておきたいと思うんですが、公団の関係の接続する部分については、このかかる工事費、事業費についてはどういう負担割合になるのかですね。もちろん市の施設でありますから、これは当然市の負担ということになるでしょうけども、公団関係の今までの経過からして、こういう事業に対しての都市整備公団等の負担割合というんですか、そういうようなものは考えておるのかおらないか、100%泉南市の負担と、こういうことになるのかどうか、これが1点です。

もう1点、市民生活部長さんにお伺いしますが、何か7団地終了後にこの数値というんですか数字を、501を例えば400とか300とかいうふうにだんだんカットしていくと、こういう御答弁をいただいたんですが、それでは基本的に下水道行政に対するあり方というものをもう少し考えておかないと、これが終わったらここというふうに、いわゆる小団地につい

でもミニ団地についても一定の基準値をもう少し審議なり討議なりをしていく必要があるのではないかと。ただ、これとこれとが終わったら小さいところを徐々にやっていきますよというんならいうふうに、もう少し明確にそういう政策上のあり方というものを、下水道計画についてですよ、泉南市に移管する基準値というものをちょっと議会にも、具体的に検討した計画というものを提案しておく必要があるのではないかとと思うんですが、お答えをいただきたい。

以上です。

議長（林 治君） 南整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） ただいま一丘団地接続の負担区分について御質問がありましたので、お答え申し上げます。

一丘団地の公共下水道工事に伴います接続工事の負担につきましては、一般の家庭の接続工事と同じく、市が管理する道路部分につきましては本市が公共下水道として整備するものでございます。残り住宅・都市整備公団の所有地に入ります管渠につきましては住宅・都市整備公団が工事をするという、いわゆる底地の区分で負担区分をしているものでございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 島原議員の再度の御質問でございますが、いわゆる501人槽以上の規模と現在決まっておりますが、市としてミニ開発等、全体的な方針を定かにするべきではないのかと、そのような御質問だったと思いますが、現在の移管に関する要綱につきましては、先ほど言いましたように501人槽以上の規模ということになっておりまして、私どもとしましては現時点ではこの数値を下げたいと、このように考えていないところでございます。

理由といたしましては、1団地を引き取るに際しましては相当膨大な事務量でございまして、先ほど言いました樽井みずほ団地につきましても、今後条例の制定、また料金の徴収方法等、大変膨大な事務量になってくると予想いたしておりますので、現時点では現在の要綱で処理していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（林 治君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 1つは、一丘団地に係る関係の費用もさることなが

ら、今後のそういう一般的な下水事業ではなくて、団地等の引き取りによるところの、移管によるところの諸経費というのは積算されてるのかどうかですね。例えば一丘分でも幾らかかるんかということの積算が、平成10年ということですから10年にはもう供用開始、平成10年の7月以降ということの御回答をいただいたわけでありますから、その部分に対する引き取りのための諸経費は積算できればお答えを願いたい。これが1点です。

それと、今後の問題として新規の団地等、これがたくさんまた新しい開発等が望まれると思うんですが、できてくると思うんですが、それらの場合は基本的には、あくまでも基準値としては501人槽、501以上のところは市の方に移管すると、そういう形のものになるのかどうなのか、これが1点です。

それと、ミニ団地というんですか、小さいとこの200、300というのがたくさん、例えば樽井の大発にしろ浜地区の団地にしろまだたくさん残ってると思うんですが、一人一人の市民から言えば、そういうふうに接続してほしいという市民もおれば、いや、もうほっとってくれというふうな方もいらっしゃると思うんですが、それは別にして、市の行政の基本的なあり方として、300であろうと500であろうと、これはやっぱり1つの団地は団地としての世帯を構えてるわけでありますから、今後の行政の施策のあり方としてはきちっとした展望を持っていただきたいなというふうに思うんですが、もう一度これらについて御答弁をいただきたい。

議長（林 治君） 南整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） ただいま一丘団地の接続工事に対する質問でございますけども、基本的な考え方といたしまして、市道部分につきましては我が方で工事をすることでございます。それから、市道から現在の汚水処理施設までの工事につきましては、住宅・都市整備公団の負担区分でございます。我が方が工事をいたします公共下水道工事につきましては、現在設計積算中でございますので、ちょっと金額については控えさせていただきたいと思っております。ただ、工事内容といたしましては、一般の開削工事及び接続工事部分は一部推進工事でございますので、一般の通常下水道工事ということで、こういう対応をさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 島原議員の御質問にお答え申し上げます。

新たな開発行為によりできる団地についてはどのような扱いかという問いであったと思いますが、本市の団地、汚水処理施設の移管に関する要綱に合致する団地につきましては、前向きに移管についての検討をしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（林 治君） 島原君。

17番（島原正嗣君） これで4回目ですから終わりますが、例えば一丘でございますと、今御答弁いただいたように平成10年の7月供用開始ということですから、ことしは平成9年ですから、本来なら事業に着手をしておかなきゃいかなあと、これはこっちの勝手な判断ですけれども、そこで積算の金額の経費の見積もりができてないと、こういうことですから、まあそれはそれで結構ですけれども、できるだけ議会にわかりやすいような説明をしてほしいと。事業部というのがありますから、それを通してまた説明しておいていただきたいと。

それともう1つ、一丘団地等は、受益者負担というのはどういうことに結果的になるのか、教えていただきたい、これが1点です。

あと1点は、ミニ団地というんですか、失礼な言い方かも知れませんが、200、300槽の関係の団地についても公平・公正を欠くことのないように、やっぱり市の都市計画という視点からやられるんなら、そういう小さいところの団地等についてももっと配慮するようにひとつお願いをしておきたい。

以上です。

議長（林 治君） 南整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） 一丘団地の受益者負担金の件でございますけれども、受益者負担金は都市計画法に基づきます土地の価値にかかわる負担でございますので、原則、一丘団地については徴収していくということを考えております。負担者に対しましては土地の所有者を原則としておりますので、分譲部及び賃貸部については別の形になるものと思われま

以上でございます。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 島原議員の再度の御質問でございますが、501人槽以下の污水处理施設についても検討はどうかという御質問でございましたが、議員御指摘の件につきましても今後十分検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（林 治君） ほかに。———成田君。

5番（成田政彦君） さっき一丘団地の公共下水道の話が出ましたが、これは私ども非常に関心のあることで、わかりやすく一遍当局に質問したいんですけど、今団地の污水处理場に流域下水道の管が来とるんですけど、これは先ほど課長が言いましたように、市の道路と公団の所有地の間でドッキングするんですけど、公団施設内は基本的には既に汚水升もあるし公共下水道も完備されてますので、公団内における市のいわゆる負担整備というのは一切私はないと思うんですけど、一般の公共下水道と同じように、個人の家が公団の団地と同じようで、個人の家まで公共下水道は来るけど、それ以外はもう個人の負担ですから、これは公団は既に布設されとるし、何ら整備する問題はないんですけど、いわゆる公団内における受益者負担というのは下水道使用料ですわね、今後支払う部分はほとんど。そういうもの。

それから、公団の場合、今度数億円以上かけて、今の污水处理場がありますわね。この污水处理場の撤去は、これはもちろん公団が責任を持って撤去されると思うんですけど、その点と。

それから、来年の7月からいわゆる公共下水がなるんで、この使用料については現在と余り変わらないのか、その点はどうなんですか。

議長（林 治君） 南整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） 一丘団地接続工事の質問でございます。

まず1点目の工事の件でございますけども、いわゆる民間、個人への宅内工事と同じでございますして、官地から第一升までは公共下水道で整備すると。残り以降につきましては、一般の御家庭におきましても宅内工事をいただいているということで、これと同じ扱いをさしていただきたいと思っております。

2点目の処理場の跡地のことでございますけど、この件につきましては

公団の方のことでございますので、我々特段意見を伺っていない状況でございます。

それから3点目、使用料でございますけども、これにつきましては泉南市下水道条例に基づきます下水道使用料を徴収すると、量に応じて従量制で徴収するということを考えておりますので、よろしく御理解願います。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） そうすると、公共下水がドッキングすると団地住民にとっては下水道使用料金、そういうものが徴収されるんですけど、値段についてはまだ余りはっきりしない。上がるのか——上がらないと僕は見とるんですけどね。現在の値段、4,000円から2,000円ぐらい大体取られとるんですけど、下水道使用料で、その点で余り変わりはないんですか。

議長（林 治君） 南整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） 下水道使用料の話でございますけども、本市条例におきましては水道使用量に応じた形で下水道使用料を徴収すると、従量制と申しますか、なっておりますので、現在の一丘団地の使用料と申しますか負担形態とは異なるということで、一概に比較はできないわけですけども、まあ多く使う人は多く負担していただく、少なく使う人は少なくなるという形の形態になるものと思われま。

以上でございます。

議長（林 治君） ほかにございませつか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第3、議案第9号 平成8年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定から、日程第19、議案第25号 平成8年度大阪府泉南市水道事業会計決算認定についてまでの以上17件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成8年度泉南市各会計決算認定17件

につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、まず初めに監査委員より報告を求めます。監査委員、北出寧啓君。

監査委員（北出寧啓君） 議長のご許可を得ましたので、ただいまから平成8年度一般会計及び特別会計等、並びに水道事業会計の決算審査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、泉南市長より審査に付されていた一般会計及び特別会計等の決算について、平成9年7月24日、25日に黒須監査委員と私が審査を行いました。

この中で審査に付された歳入歳出決算及び附属書類は、関係法令に準拠して作成され、その計数は関係諸帳簿と照合した結果いずれも符合しており、その収支は正確であることを認めました。

引き続きまして、平成8年度水道事業会計決算審査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、泉南市長より審査に付されていた水道事業会計決算について、平成9年7月9日に黒須監査委員と私が審査を行いました。

これにつきましては、水道事業会計決算書を中心に証拠書類並びに関係諸帳簿等について審査いたしましたところ、いずれも法令の定めるところにより執行されており、その収支状況は適正に行われていました。

なお、審査意見書につきましては、それぞれ別添のとおりお手元に配付いたしております。

甚だ簡単ですが、審査報告といたします。

議長（林 治君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。———質疑等なしと認めます。

次に、ただいま一括上程の各会計決算認定17件に関し、理事者から順次内容の説明を求めます。収入役、辻 勇作君。

収入役（辻 勇作君） 議長からお許しをいただきましたので、ただいま一括上程されました議案第9号から同24号に至ります平成8年度本市の一般会計及び各財産区会計、並びに各特別会計の歳入歳出決算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

その前に、皆様方に一言おわびを申し上げたいと存じます。既に皆様方には平成8年度決算書正誤表で訂正方をお願いしているところでございま

すが、本来正確を期す決算書におきましてこのような不手際がありましたこと、まことに申しわけございません。どうか御容赦のほどお願い申し上げます。大変お手をかけ恐縮でございますが、配付いたしております正誤表のとおり御訂正のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず初め一般会計でございます。1ページから6ページでございます。歳入決算額231億9,475万8,610円に対しまして、歳出決算額228億7,364万6,702円と相なり、歳入歳出差し引きいたしますと3億2,111万1,908円の黒字となりますが、翌年度、すなわち平成9年度へ繰り越しいたしました継続費の繰越額が2億8,952万9,352円並びに繰越明許費の繰越額2,308万4,960円がございますので、結局平成8年度の一般会計の実質収支は、849万7,596円の黒字決算となりました。

続きまして、樽井地区財産区会計でございますが、歳入決算額7億5,732万2,979円に対しまして、歳出決算額1,576万5,810円となり、歳入歳出差引額7億4,155万7,169円は、平成9年度へ繰り越しをいたしました。

次の狐池財産区会計、信達市場（久堀池）財産区会計、馬場財産区会計、海宮宮池財産区会計、信達市場財産区会計、新家（大池）財産区会計、道光寺池財産区会計、新家高野・野口（大掛）財産区会計、幡代財産区会計の9財産区会計の決算につきましては、決算書の9ページから26ページに計上のとおりでございますので、勝手ながら省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、特別会計に入ります。

まず、交通災害共済事業の特別会計でございます。歳入決算額323万6,093円に対しまして、歳出決算額321万9,760円で、その歳入歳出差引額1万6,333円は、平成9年度へ繰り越しをいたしました。

次に、国民健康保険事業特別会計で、29ページから31ページでございます。歳入決算額40億6,047万3,307円に対しまして、歳出決算額は43億8,375万5,479円となっており、実質収支ではその差引額3億2,328万2,172円の不足が生じました。このために翌年度繰上充用金によりその不足額3億2,328万2,172円を補てんし、決算をいたしました。

次に、33ページから34ページの老人保健特別会計でございますが、歳入決算額41億7,718万8,668円に対し、歳出決算額は41億4,447万664円となりまして、歳入歳出差引額3,271万8,004円は、平成9年度へ繰り越しをいたしました。

次に、35ページから36ページの下水道事業特別会計について申し上げます。歳入決算額44億2,221万2,443円に対しまして、歳出決算額は43億9,692万5,231円と相なり、歳入歳出差引額2,528万7,212円のうち、継続費の逓次繰越額1,949万5,893円と、繰越明許費繰越額579万768円は事業関係分、そして残りの551円は実質収支として、それぞれ平成9年度へ繰り越しをいたしました。

最後に、汚水処理施設管理特別会計について申し上げます。これは37ページから38ページでございます。歳入決算額は1,917万8,760円、歳出決算額は1,585万6,274円となっております、歳入歳出差引額、すなわち実質収支額は332万2,486円となり、これは9年度へ繰り越しをいたしました。

なお、ただいま申し上げました各会計の事項別明細書につきましては、決算書の39ページ以下にお示しをいたしております。

以上、極めて簡単でございますが、平成8年度の各会計の決算につきましての概要説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査をいただきまして、御認定賜りますようお願いを申し上げます。

議長（林 治君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 私の方からは議案第25号、平成8年度大阪府泉南市水道事業会計決算認定につきまして、内容の説明を申し上げます。

まず、決算書は水道事業会計分だけ別冊となっております。その別冊の27ページでございますが、業務について順次内容の説明を申し上げます。

給水人口につきましてですが、本年度6万1,913人ということで、前年度に比べまして669人の増でございます。比率としまして1.1%の増ということでございます。

続きまして、給水戸数でございます。本年度2万421戸、前年度に比べまして260戸の増加ということで、比率としまして1.3%の増ということでございます。

総配水量ですが、835万5,812立方メートルということで、前年度

に比べまして5万2,400立方メートルの増加でございます。比率にしまして0.6%の増ということでございます。

総給水量でございますが、752万8,582立方メートルということで、前年度に比べまして5万3,885立方メートルの増加ということでございます。比率にして0.7%の増ということでございます。

取水量でございますが、856万3,550立方メートルということで、前年度に比べまして4万5,800立方メートルの増ということでございます。比率につきましては0.5%の増でございます。

その取水量の内訳でございますが、自己水量としましては343万1,720立方メートルで、前年度に比べまして24万9,340立方メートルの増加でございます。率にしまして7.9%の増ということでございます。府営水量でございますが、513万1,830立方メートルということでございまして、昨年に対しまして20万3,540立方メートルの減ということでございます。比率にしまして3.8%の減少ということでございます。ちなみに、この取水量に対しましての自己水量と府営水量の比率でございますが、自己水量の占める比率が40.07%、府営水量の占める比率が59.93%ということでございます。

続きまして、収益的収入及び支出の方の内容の説明を申し上げます。大変申しわけございませんが、5ページの方をどうかよろしく申し上げます。

まず、収入の部でございますが、第1款、水道事業収益としまして、予算額の合計額が14億153万8,000円となっております。決算額としましては13億7,701万6,152円ということでございます。

続きまして、支出の方でございます。6ページでございます。第1款、水道事業費用としまして、予算の合計が13億6,657万1,000円となっております。対しまして決算額でございますが、13億4,552万4,416円となっております。

続きまして、資本的収入及び支出について、内容の説明を申し上げます。7ページでございます。

収入の部でございますが、第1款、資本的収入としまして、予算額の合計が14億8,541万9,719円となっております。対しまして決算額が7億1,787万9,324円となっております。

支出の部でございますが、8ページでございます。第1款、資本的支出

としまして、予算額の合計が15億9,563万5,719円となっております。対しまして決算額でございますが、8億5,058万5,750円となっております。

続きまして、平成8年度泉南市水道事業損益計算書について簡単に説明を申し上げます。9ページから10ページとなっております。その10ページの下から3行目について、簡単に内容の説明を申し上げます。

まず、当年度純利益でございますが、2,529万6,047円の純利益となっております。続きまして、前年度からの繰越欠損金でございますが、1億1,899万5,589円となっております。差し引きをしまして、当年度未処理欠損金としまして9,369万9,542円と相なっております。

以上でございます。決算の認定につきましてはどうかよろしく願い申し上げます。

議長（林 治君） これより各会計決算認定17件に関し、一括して質疑を行います。質疑はありますか。———小山君。

3番（小山広明君） まず一般会計の方から申し上げたいと思うんですが、監査委員の総評の中にも書いてあるんですが、団体代表者名と捺印のない文書が多く見受けられるという指摘がされておりますね。これについてももう少し詳しく報告をいただきたいと思ひますし、それから、交付事務取扱規定の様式を使用していないのみならずというように、かなり基本的な行政の執行に不信を持つような監査委員の意見が載せられとるんですが、なぜこういうことが起こったのか、行政執行の中でちょっと具体的に御説明いただきたいのと、こういうものはすぐきちっと改善されるような性格のものなのかも、あわせて御説明いただきたいと思ひます。

それから、主要施策等の成果説明書というのが出されて、いつも我々見とるんですが、先ほど水道の方からも報告がありましたように、具体的にいわゆる総括みたいなことがここに書かれて、ある意味の、どれだけ配水し、給水したのかなというのはわかるんですが、もう1つこれが、せっかくお金をかけてやっていただいとるんですが、市民が興味を持って見るといふ部分からいへば、一体これをどういうふうにかしていったらいいのかなということ、我々議員としても余りこれが使えないんですけども、もう少し一般によく言われとる1人当たり何ぼ使ったとか、市民の感覚に合わせた成果表みたいなことが私は工夫が必要なんじゃないかなと思ひます。

で、こういう部分について、つくっとる側から一体どういうことを期待して、これを見ればどう市民がわかるんだというふうなことをお考えであれば、これの使い方についてちょっと報告をしてもらいたい。この報告は一切ないわけですから、ひとつそれをお願いしたい。

それから、水道の方ではかなり決算として結果がきちっと数字で説明をされたんですが、配水と給水の格差がすごく大きいと思うんです。100万近い水が配水しておりながら給水されてないという問題があるんですが、この問題の数字はこれは仕方ない数字なのか、かなり多くて、何か特徴的なことがあったのかどうかをちょっと御説明をしておいていただきたい。

それから、前年度までに1億1,000万円ほどの赤字を累積してきとるんですが、この年度は2,500万の黒字になったということで、少し費用が減ったんですけども、これはどのような原因があったのかについても少し御説明をいただきたいと思います。

議長（林 治君） 辻収入役。

収入役（辻 勇作君） 監査委員からの意見書のあります関係について、私の方から御答弁を申し上げます。

監査委員から私に、監査を受けるについて指摘されておりますのが、市が任意団体といいますか、市の行政に協力してくれている団体に対しまして、かなり補助金を交付してる団体が多いのでございますが、その交付につきまして、あとの報告書等について団体の職員名がないのが報告書の中にあるということで、そのことについて私の方からこういう指摘があるということで、交付原課につきまして改良方を指示したところでございますので、その点よろしくお願い申し上げます。

議長（林 治君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） まず、配水の量と給水の量の数字の違いの中身でございませけれども、（小山広明君「違いじゃなくて差です」と呼ぶ）そのいわゆる量の差でございませけれども、当然配水の量に給水の量が少ないというのは、配水というのは浄水場で製造した水道水を給水をやっているわけなんですけれども、それら家庭の方に給水をされる経路につきまして、工事によって漏水をするとか、あとその工事の後の洗管に要する水量、そういうような費用が入っております。

あと、この給水の量につきまして、料金体系に入っていない給水も若干

ございます。これにつきましては、公営の墓地等の給配水ということでございます。そういうのを引くくめましてこの差となっているわけでございます。

それから、もう1点につきまして、黒字の原因、いわゆる損益計算で2,529万6,047円の純利益が出たと。これにつきましては監査の意見書の22ページにもありますように、平成7年、いわゆる水道料金の改正ということで21.87%の水道料金を改正、アップしたという内容によりまして経営の状況がよくなったと。当然、企業としましても経費の節減をし、頑張ってきたという成果であろうと思っております。

議長（林 治君） 細野市長公室長。

市長公室長（細野圭一君） 主要施策等の成果説明書についての御質問でございますが、サブタイトルに平成8年度決算資料とお示ししていますように、この成果説明書につきましては地方自治法何条か、ちょっと今御説明できませんが、地方自治法に基づきまして定められているところでございます。

それと、内容等につきましてでございますが、注1でお示しのように、この主要施策等の分類につきましては、第3次泉南市総合計画基本計画の体系によるという形での分類によりまして説明さしていただいているところでございます。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） 収入役からちょっと答弁が漏れとると思うんですけど、ほかのことも指摘しとるんで、そのことはちょっとお答えをいただきたいと思えます。

これは地方自治法に基づいて、この主要施策等の成果説明書が出されとるという説明だったんですが、説明の細かいことについては法律でもそう簡単に書いてないので、市民なり議会がこれを見て、やはり1つのその年度の予算執行が市民生活にどういように効果があったのかということが読み取れないとなかなか使えないと思うんですね。むしろ予算書よりも決算書よりも我々から見てもわかりにくいですよ、グロスに書いてしまつとるからね。

そやから、一般事務経費はこれだけで、いわゆる事業はこれだけだと。だけど、全部これが経費に要ったものも何かあたかも、市民にはそら大き

な意味では効果があったんでしょうけども、やはりもう少し内容と必要な事務経費との区分けぐらいはして、市民にこういう成果が、市民の皆さんからは税金を納めてもらって、こういうようにやったんですよということがわかるものに私は工夫する必要があると思うんですね。今まで長い間こうやって、いわゆる法律に書いてあるから出さざるを得んから出しとるといふ、そういう義務的に出したようなきらいもあるんで、もっと積極的に、やっぱりこういうものにお金かけるわけですから、表の2、3ページぐらいにはもうちょっと市民が関心を持つのはここだということに照らしてひとつ出していただく方がいいんじゃないかな。

よく、泉南市も前にはあると思うんですが、1人当たり教育費は何ぼ使ってますよとか、道路は1人当たりこうだとか、1人当たり置きかえたものがあったりして、案外市民は関心を持ちやすいんですが、やっぱりそういう工夫が私は必要ではないかなと思いますので、ぜひ参考にさせていただければと思います。

それから、水道の方が、私の計算では80万を超えとるんじゃないですかね、その配水と給水の差額ね、80万立米。これは相当膨大な量だと思うので、これが今あなたが言ったような、一応墓地なんかでは料金を取らない体系のものもあるというものも入れて常識的な差なのか。やはりどこかに、よく議論されております有効給水率というんですか、漏水、漏れとる分もあると思うんで、そういうものとの関係でこの数字が一体妥当なものなのか、洗管したりいろいろするのにも使うのはよくわかりますが、それと、今の言う82万ぐらいの差があるでしょう。配水と給水に82万7,000立米の差がありますね。こういうものがそういう今の説明で出る数字だったらすごく多いんで、その辺は特別な何かがあったのかなと思うので、今の説明ではちょっと具体的にわかりません。

それから、黒字になった原因は、21.87%の料金アップをしたということがここにあらわれとるといふことなんで、上げた分の影響と、できれば、上げたんだからプラマイゼロになって市民が余分な負担をする必要はないわけですから、そういう点の関係がどうかということを知りたいと思いますので、もう一度アップが寄与する部分と、企業努力で経費を節減して出た部分と、そういう部分をもしわかっておれば説明をいただきたい。

私、これをずっと見とって気になるんですが、やっぱり公共下水道がど

らどんどん入ってきて、水洗になってくると水道を使う量がすごくふえてくるというのは常識的にわかるんですが、このことがこれからの水道会計にも大きく寄与——寄与というんか、影響してくると思うんですね。水道は何も多く使ってもらいたいというように私は基本的には持っていく必要はないと思うんですが、そういう点では公共的な資金負担もしとるわけですから、なるべくむだな水道は使わないようにというアピールもしながら、水道会計全体のボリュームを下げっていくことも私は考える必要があるんじゃないかなと。

そういう点では、飲む水を水洗で流しとるわけですから、中水の利用とか下水専用の水なんかも遠い——遠いというんか、将来の問題として考えないとむだですからね。せっかく消毒をして高い経費をかけたのを下水道で流すというのも、社会的には大きな負担ですので、その辺もやはり水道事業をやる上においては十分考えていかないといけないんじゃないかなと思うんで、これは意見にしときますが、さっき残りました再度の質問については、お答えをいただきたいと思います。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） それでは、私の方から市単独補助金の関係について御答弁申し上げます。

ここに御指摘をいただいておりますとおり、交付事務の取扱規定の様式を使用していないと、また団体代表者の印を押印していないという件でございますが、これにつきましては私どもの方から各原課に対しまして、市単独補助金取扱規定を遵守して、かかることのないように申し伝えたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（林 治君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 再度の質問でございますけれども、配水量と給水量の差につきまして、もう一度答弁を申し上げます。

先ほども申し上げましたけれども、要するに通常、老朽管につきまして漏水管所もあるということで、これにつきましては毎年若干の費用を投資しまして漏水箇所の発見ということで、これは実施はしております。そして、その成果も相当数上がっておるような状況でございます。しかしながら、その漏水箇所の多いということと、先ほども申し上げましたけれども、工事による漏水、それから工事の完了後の洗管工事、それと先ほど申

し上げませんでしたけれども、火災時の消火栓の使用、その消火に要しました水量についても、この差になっておるわけでございます。

そういうような状況で、有収率というのは非常に問題があるというんですか、近隣の各市とも比べまして当市につきましては率が若干悪いんですけれども、有収率の向上につきまして今後も頑張っ、その向上に努めていきたいと、このように考えております。

それと、料金改正と企業の節減との関係の割合につきましてですが、これにつきまして、現状では明確にその数値を出しているような状況ではございませんので、これにつきましてはまた後日この辺の数値を算出しまして御報告を申し上げたいと、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） 最後にしときたいと思うんですが、市長、代表者の印がないとか、規定の用紙を使ってないとか、職員の書くべき氏名が書いてないというのは、簡単に答弁されて、今後しないようにしていきたいという答弁だったんですが、これは重大なことだと思うんですね。やっぱり士気の問題、一連の書類で動いとるところが、規定の書類を使ってないとか、あるべき代表者の印がないとか、そういうことが監査から指摘されるというようなことは、職員の当然初歩的なことをやらないといかんことがされてないということだし、それは1人や2人の決裁じゃないわけですから、そういうことが起こってきてこういう公の場で指摘せざるを得んようになったというのは、私はやっぱり職員の士気、業務に対して忠実にやるということがほんとに欠落しとると言い切ってもいいと思うんですね。こういうことに報告されとるわけです。

これは、なぜそういうことがあったのかということをもう少し掘り下げて原因を調べて、そして今後どうしたらそれができなくなるんかと。1人のミスだったらそれはいいと思いますけども、何人もかかって決裁していく役所のシステムの中にこういうことが起こるといことは、構造的な緩みとしか思えないですよ。だから市長、ほんとにこれはもうちょっと実態をちゃんと調査をして、ここだけあればほかにもやっぱりそういうことがあると僕は思うんですよ、いろんところで。

これは重大な行革をこれからやらないかんというときに、そういうよう

なことの事務処理がされとるということについては、私はやっぱりきちんと市長がリーダーシップをとって、こういうことは絶対に二度とないようにしなさいと言ったって、できるわけじゃない。やっぱりそういうことになってきた1つの理由もあると思うんですよ。そういうことを踏まえてほんとにメスを入れていただきたいと思いますので、市長のひとつお考えを聞いておきたいと思います。

それから、有収率の問題で言われて、恐らく値上げするときには黒字になる値上げ案は出さないわけですから、そういう点ではこれだけあったのは、合理化によってあったんだということであればいいんですけども、やはりその辺の値上げについての説明との関係からいっても、もう少し黒字の原因について、赤字の原因ももちろん出してもらわないけないんですが、黒字についてもどういうことでこれが黒字になったのかというようなことで、やはりきちんと説明するようにしておいていただきたい。そういう数字は出してないということですから、これはやはり決算の中で議会に、また市民に報告をしてもらいたい、これは要望にしておきます。

市長、ではよろしく。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 監査委員さんの方から御指摘をいただきました各種団体の補助金の実績報告と申しますか、そういうことに対する御指摘の件、非常に深刻に受けとめております。これは、泉南市におきましては事務処理規定で一定の様式なり、そういうものを定めておるわけございまして、その中で実績報告書はとってるんですが、押印が抜けておるといような部分があるという御指摘でございまして、これについては再度指示をいたしまして、総点検をいたしたいというふうに思います。

それとあわせまして、やはりきちんと交付申請、あるいは交付実績報告書、こういうものについて定められた様式で再度確認するように、改めてそれぞれの部課を含めて対応したいというふうに思っております。こういう御指摘を受けること自体、非常に反省をしなければいけない点だというふうに思っておりますので、今後改善をしていきたいというふうに思っております。

議長（林 治君） ほかに質疑はありませんか。——以上で本17件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成8年度各会計決算認定17件につきましては、10名の委員をもって構成する平成8年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって、平成8年度泉南市各会計決算認定17件につきましては、10名の委員をもって構成する平成8年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

さらにお諮りいたします。ただいま設置されました平成8年度決算審査特別委員会委員10名の選任につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。平成8年度決算審査特別委員会委員に、2番 松原義樹君、8番 巴里英一君、9番 奥和田好吉君、13番 和気 豊君、16番 重里 勉君、17番 島原正嗣君、19番 角谷英男君、22番 西浦 修君、23番 稲留照雄君、24番 藪野 勤君の以上10名の諸君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました10名の諸君を平成8年度決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

次に、日程第20、議案第26号 工事委託契約の締結について（前畑雨水幹線函渠築造工事）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（林 治君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第26号、工事委託契約

の締結について御説明を申し上げます。議案書は別冊となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本件委託契約を締結いたしたく提案するものでございまして、契約の目的は、前畑雨水幹線函渠築造工事でございます。契約の相手方は大阪府中央区難波五丁目1番60号、南海電気鉄道株式会社取締役社長川勝泰司でございます。契約の金額は、3億4,000万円でございます。

本件につきましては、かねてから早期着工が可能となるよう南海電気鉄道株式会社に働きかけを行ってまいりましたところ、過日南海側から契約の準備が整ったとの返答を受けましたので、今回本契約の締結につきまして、追加議案としてお諮りをするものでございます。

また、契約の締結方法につきましては、今回工事には鉄橋直下の施工など鉄道会社管理区域内の工事が含まれますことから、列車運行管理と一体となった現場管理及び責任体制を確保する必要がありますので、南海電気鉄道株式会社との随意契約としているところでございまして、仮契約日は平成9年9月17日でございます。

工事の概要、工事期間、工事場所等につきましては、参考資料に記載をしておりますとおりでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（林 治君） これより質疑を行います。———島原君。

17番（島原正嗣君） こういうたぐいの工事はいつでも南海電鉄が最優先されて、一般の地元の業者等は、特殊な工法によると、こういう論理だけで排除されてるんですが、こういうことをいついつまでもやると、独占的にその企業が優先していくという矛盾はないんですか、これ。南海電鉄がそこにレールを通して運んでるから、そこに随契をしていくんだと、理屈としては成り立っても、現在の時代のあり方なり、あるいは入札とか、あるいはまた事業の関係については、もっとやっぱり市民にもわかりやすく、それぞれの業界、業者にもわかりやすいような提案をしていかないと、すべて、この前入札した男里のバンドー化学の下のあるこの工事も多分南海電鉄だと思うんですが、本当に南海電鉄でないとできんのか、そこらあたりは一体どんな状況になってるのか、もっと詳しく御答弁をいただきたい。

議長（林 治君） 南整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） 南海へ委託する理由でございまして、技術的な件もございまして、私の方から答弁させていただきたいと思えます。

今回南海へ委託する理由でございまして、実は今回工事、先ほど助役からの説明もありましたように、屯道川直下での施工ということで、橋梁との最小離隔が70センチと、非常に困難な工事であるというか、慎重を要する工事であると、橋台の影響が懸念される工事であるということと、それから2点目でございますけれども、実は今回の工事に際しまして、軌道部を工事用進入路として利用すると。通常だれも入っていない空間を工事用進入路として利用するという2点がございまして、鉄道という極めて公共性の高い大量輸送機関に対して万一の影響があったらということをお慮いたしまして、列車運行管理と現場管理及び責任を一体としてしてもらうということが必要であると考えた次第でございます。

なお、こういったことは南海電鉄側と計画の段階、設計の段階で常々協議しているものでございまして、ものによってはといいますか、軌道への影響が比較的少ないと両者考えられるものに関しては、我々の競争入札において発注するものもございまして、今回工事につきましての契約の方法につきましてよろしく御理解願いたいと思えます。

以上でございます。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 今回契約の方法、随意契約ということで、これは工事を施工する下水道の方からそういう先ほど示したような理由の中で随契でいかしていただきたいと、こういう御要請がございまして、中身的に非常にそういう南海の軌道敷、一体として施工しなければならないという内容でございましたので、随意契約という形をとらせていただいたわけでございます。

ただ、先ほど下水道の方も申し上げておりますように、すべてがすべて同じような方法をとるということではございませんので、あくまで個別に工事、施工の内容等を勘案いたしまして、基本はやはり随意契約をとらないのが契約の原則でございますから、どれだけ随意契約にすべき必要性があるのかどうか、その辺を十分点検しながら今後も契約の方法については決定してまいりたいというふうに考えております。

議長（林 治君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 一般的に何百億、何千億もかかるような軌道をいろう工事ならこれはまた話は別ですけれども、これくらいの工事は、失礼ですが、市内の業者でも十分できるだけの能力があるのではないかなというように感じもするわけですね。それは確かに軌道との関係がありますから、電車の受けとめ方はいろいろあるでしょうけれども、そういうことだけですべて随契でその電鉄会社に一切合財委託していくと、随契していくというやり方はちょっとどうかなと、私はそう思うんですよ。

じゃ、この指名なり工事に当たって、指名委員会等では具体的にどのような協議がなされたのか。例えば南海電鉄以外にも電鉄会社等の行う工事をした大手の建設業界もあると思うんですが、そこらあたりはどのように判断するのか。他の市町村も、例えば南海電鉄なり国鉄の下をくぐる場合はすべてオール国鉄の企業にそういう沈埋というんですか、地下をつくったり、あるいは下水道を配管する場合はそういう方法をとられてるのかどうか。他の市町村との関係はどないですか。

議長（林 治君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） 他市の例でございますけれども、大阪府なり他市の市町村も同じこういう形で随意契約をお願いしていると、契約をしているということでございますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。JRも同じ方法でやってるということを聞いております。よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 指名委員会等での協議はどうかということでございますが、これは指名委員会にかかります前に、契約の方法としまして随意契約が最も適当であるという事業執行の方の御意見、あるいはその施工例等の協議がございまして、そういう方法に決めておりますので、指名委員会に諮りまして、その中で議論をしてるというものではございませんので、よろしく御理解をお願いいたします。

議長（林 治君） 島原君。

17番（島原正嗣君） それはしかし、助役さん、おかしいんじゃないですか。随契でやろうと話し合いでやろうと、指名する事業については、具体的な市の事業については、入札行為を行う場合に随契にするか指名にする

かということは、じゃだれがどこで判断をする——それももちろん一番偉い市長だと思うんですが、あるいはまた助役さんだと思うんですが、そこだけの独断的な判断で、これは随契、これは一般競争入札、指名入札とかというような感じでやられてるのか、その判断基準はどないしてるんですか。

私の言いたいのは、この工事が非常に難しいと、南海電鉄の建設会社以外は一切できんと、こうおっしゃるから私は聞いているだけであって、3億や4億の仕事でしたら今までも下水工事等は市内の業者でも十分対応できてるんじゃないかと、私はそういう考えでおるんで質問してるんであって、指名委員会に諮る問題ではないと、その担当課の方でこれは随契だと言えれば随契だというようなことでは、ちょっと私は理解できませんがね。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 決して担当課の方で随契にしたいからそのまま随契になるということではございませんので、総務部、これは契約担当でございますけども、当然そちらの方と事業実施のセクションとが十分話し合いを行いまして、当然我々もその上に立って意思決定をして、最終的には市として意思決定を行うということで、これは地方自治法がございますので、その中で随意契約のそれぞれの要件がございますし、それと今回の内容を照らし合わせた中で、今回の場合は随意契約が好ましいということをして市として決定したということでございます。

議長（林 治君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 随契そのものが法律に抵触してるとか、何も私はそんなこと言ってないんです。問題は、やっぱりこういう地元で出る事業、工事等は地元優先ということもあるし、先ほども申し上げましたように何百億、何千億という、そういう大きな事業なら別であるけれども、これくらいの金額のものは果たして地元の業者でできるのかできないかという検討をどこでどないしたんかと、あるいは別の業者についてもこういう軌道等のかかわるような、あるいは下水工事については大手等は全然関与してないのか。すべて南海や阪急や国鉄や阪神や、それぞれの会社がこういうその下水道の軌道をまたぐ工事については独占をしてるということだから、うちもそのようにしたのかどうかですね。技術的にできんという説明まで実際になされたかどうか、疑問ですよ。

これは主観的にというんか、客観性もあって考えたんだろうけども、そ

ここまで果たして総体的に総論的にそれぞれが協議をして、これぐらいな事業は全部そういうところに任さないかんというふうなことなのかどうか、私はやっぱり地元ということを配慮してほしいということを言ってるんであって、何もこのことをやるのが法律的に間違ってるというようなことは言ってないんで、そこらあたりをきちっと詰めておるのかどうかですよ。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 島原議員おっしゃいますように、基本的には随意契約というのは特例的なものでございますし、地元業者にできる範囲につきまして、基本的には活用させていただくということが非常に大事だというふうに私は思っておりますけれども、今回のものにつきましては、先ほど下水道の方から説明もございましたように、どうしても南海の鉄道敷との関係、工事の内容等から見まして、個別技術的にそれが市内業者ができるかできないかという、そういう問題じゃなしに、実際の工事、施工管理の面から見まして南海に委託するのが最適であるという判断から、今回は随意契約という形をお願いしたということでございますし、これはあくまでこれからも議員のおっしゃるような趣旨も踏まえながら、個別に判定をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（林 治君） 南整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） 先ほど島原議員の方から鉄道会社と下水道工事の委託関係について、部長の方から答弁がありましたけれども、少し補足いたしますと、先ほど助役から申しましたように、工事の規模に応じて鉄道会社側に委託するものもあり、JRも含めてですけども、JRに委託するもの、それから鉄道会社側に委託するものがございますし、工事内容によっては発注者側で競争入札に付するものもございます。個別、個々の詳細につきましては、少しお時間をいただきまして調査をして報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（林 治君） ほかに。———真砂君。

12番（真砂 満君） 3点お聞きをしておきたいと思っております。

まず1点目は、今竹中部長の方から他社の事例も本市と同じだというふうに御答弁があったわけなんですけど、実際ほんとにそうなのでしょうか。全国私鉄各社それぞれあります。JRもあるというふうに思いますが、私

の聞き及んでるところでは、私鉄の他社ではそのようなやり方をしていないという報告を聞いているわけなんですけども、実際私の聞いている報告が間違っておるのか、それともそちらの調査してる内容が違うのか、その辺まず明らかにしといてほしいなあというふうに思います。

それと、随契で金額、今回出てる分があるわけなんですけども、どうしても、感覚的で非常に申しわけないんですけども、工事延長からすると金額が非常に高いなというのが一般的な見方でございます。確かに鉄道敷ですから、数センチ狂うと大変なことになるという技術的なこともそうでしょうし、夜間工事といった特別な理由があるということも理解はいたしますけれども、これはどうなんでしょうね。一般的に夜間の工事、ほかの市内業者が行うときもそのような工事、工法をとるわけなんですけども、それと比較してどれだけの割高になっておるのか、把握をしてるようであればお示しをいただきたい。

それと、3点目ですけども、今日までの軌道敷横断にかかった南海の分、その工事件数と金額、それと今後予定をする工事箇所、箇所でも件数でも結構ですから御報告をいただきたいと思います。

議長（林 治君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） お答えします。

南海との委託契約でございますけども、大阪府と近隣の市町村、それにJRはJRでございます、南海については南海と、こういうことでございます。

議長（林 治君） 南整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） 私の方から今回真砂議員の、少し割高ではないかな、夜間分等を含めて割高ではないかなという御質問と、それから軌道横断の件数、箇所について御答弁申し上げます。

まず1点目の割高ではないかなという御指摘がございますけども、実はこれ、軌道下の工事ということで、通常数メートルの矢板を1本物で打ち込むところを、鉄橋の下ということで1.5メートルずつ打ち継いで工事をするということで、通常二、三日でできるぐらいの作業が40日程度かかるということ、それと橋台の下の薬液注入につきましても、レールに対する影響を考えると、これも通常三、四日程度でできるものが、夜間工事ということで1カ月程度を要するというので、特殊技術である上に日数も

あわせてかかるということで、工事費がどうしても高くならざるを得ないというやむを得ない状況がありますので、よろしく御理解を願います。

それから、軌道横断の件数でございますけども、雨水幹線、大きな函渠につきましては既に4カ所を完成済み及び発注済みでございます。今現在工事をしております樽井5号の踏切、それから東洋クロスの下、それから39キロ付近の工事、4つ目が今回の屯道川の工事でございます、雨水の大きな工事につきましては4カ所を予定しております。

それから、汚水につきましては、面整備に応じて順次整備しておりますが、現在把握してありますところ2カ所程度でございますし、今後設計を進めていく段階で何か所か出てくるものでございます。先ほど申しましたように、汚水工事は一般的に管渠が小さいもの、それから埋設箇所が多いものでございますので、これにつきましては指名競争入札等も含め一般的な競争入札で進めていくということでございますので、件数につきましては雨水4カ所、汚水はその都度計画のたびに出てくると、面整備のたびに出てくるということで御理解を願います。

金額につきましてはちょっと集計等要りますので、お時間をちょっといただけたらと、後日報告さしていただくということでよろしく願います。

議長（林 治君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 3つ目の軌道敷横断の箇所については、よくわかりました。

さきの1点目と2点目なんですけども、今部長、南海の関係で、大阪府下、大阪府下というか南ですね。大阪市内から南の部分の御回答だったというふうに思うんですけど、私が聞いたのは、全国的にいろんな私鉄沿線があるわけですし、その中で同じような形で下水工事がされてますよね。大阪府内でもいろいろ私鉄沿線の関係で同じような工事がされているわけなんですけども、そういったところでの把握はしていないのかというふうに尋ねたわけなんですけども、私が聞いている範囲では、今南課長の方がおっしゃったように、ひょっとしたら雨水かもわかりません。汚水かもわかりませんが、そこの該当する市内業者の中で横断敷の工事をしているという報告を聞いているので、その辺どうなんですかとお聞きをしたわけなんです。その辺の把握状況はどうなのかということをもう一回お聞きをしと

きます。

それと、金額の決定なんですけども、随契ですからいろいろプロセスを踏みながらお互いに確認をするというふうに思うんですけども、これはどうなんでしょうね。鉄道会社主導という形での金額設定に当然なっていないというふうに思うんですけども、そのあたり、こちら側のペースでそういう金額決定がされているのかどうか、聞いときたいと思います。

議長（林 治君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） 下水道の雨水の幹線の工事でございますけども、大阪府の工事の中に、南海とかJRについては委託工事をやっているとすることは聞いております。そして、他の全国的なことについては再度調査させていただきたいと、かように思いますので、よろしく御理解をお願いします。

議長（林 治君） 南整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） 金額の協議でございますけども、今回の工事、南海委託は全部そうなんですけども、計画の段階から、設計の段階から南海電鉄と適宜協議をしておりますし、我々も我々なりの施工実績等ございますので、先ほど申しましたようになぜ高いのかだとか、そういった協議については進めさした上での今回の契約の締結でございますので、御理解よろしく願いいたします。

議長（林 治君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 部長、南海はわかったんですよ。だから全国的にといえども、大阪府内でもほかの私鉄沿線がありますよね。具体には近鉄であるとか阪急であるとか、いろいろありますよね。そのあたりはどうなんですか。私、大阪府内の議員に聞いてるんですけども、大阪府内、ある市ではうちのような契約をしていないというふうに聞いたんで、どうなのかなと。あと素朴な疑問なんで、そこらはどうなんですか。大阪府内ぐらいは当然把握されてますよね。全国的なものは別として、そのあたりどうですか。

議長（林 治君） 南整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） ただいま部長が申し上げましたのは、近隣のあたりを聞き及んだという範囲の調査でございますして、私鉄沿線の府内の他社の例につきましては、正確といえますか、きっちり実態調査をし

てない状況でございますので、これにつきましても調査をさしていただいて、後日御報告さしていただくということでよろしく願いたします。

議長（林 治君） 真砂議員、先ほど島原議員からの質問にも、調べさせていただきますと、報告しますということであったんですが、質疑まだありますか。あれば昼からにしていただけたら。

〔真砂 満君「結構です」と呼ぶ〕

議長（林 治君） ほかにございますか。

〔小山広明君「ありますよ」と呼ぶ〕

議長（林 治君） それでは、1時半まで休憩いたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時42分 再開

議長（林 治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第26号の質疑を続行いたします。質疑はありませんか。———
和気君。

13番（和気 豊君） 先ほどの答弁、課長がたしかやられたと思うんですが、設計についても南海との間で協議をしながら設計を仕上げていくと、こういうふうに聞き取れたんですが、それが確かであれば、市として最初からこちらの客観的な設計金額といいますかね、設計にかかる費用というのをつかまずしてもう話し合いをしていくと、こういうことになれば何が客観的な市として持ち得る1つの確固たる額なのかと、こういうことが不明になってくるように思うんですが、やはり第三者的な設計金額を明確にして、そして南海と、市の考え方はこうだと、こういうふうな客観的な根拠があるんだと、こういうことで相手との間で話し合いをしていく。これが随契の場合のあるべき姿ではないかと。でないと丸々こちらが最初からそういうものを持たずして相手とやっていくと、こういうことになってしまいますと、相手の土俵へのっけから入っていくということになってしまいうわけで、これはやっぱりうまくないのではないかと、こういうふうに思うんですが、その点が第1点です。

それからもう1つ、この参考資料なんですけど、ここにもうちょっと親切に細かい提示がやっぱりなされるべきではないだろうかというふうに思うんです。例えば工法ですね。これも軌道敷の部分と、それから軌道敷を越えた後の単なる函渠の部分と、おのずから違ってくるというふうに思いま

すし、全長が一体どれぐらいなのか。軌道敷がどれだけで、函渠の部分がどれだけだと。こういうふうなことは当然やっぱりここに書かれるべきではないか。3億4,000万という基準が1つ出ているわけですから、それを裏づけるような必要な記載はここでするべきではないだろうか。これまでも下水道工事についてはそれぞれ、工法なんかもしールドだとか箱シールドとかいろいろそういう工法なんかについても明記されているわけですから、その辺はどうなのか。その2点だけに限ってお伺いをいたします。

議長（林 治君） 南整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） ただいま和気議員から2点御質問がありましたので、お答えさせていただきたいと思います。

まず、第1点目のいわゆる設計に関する協議についての考え方ですが、当然我々自身が、仮に同種の工事を我々が設計積算したらという観点でチェックをして、それと今回南海工事において必要になる工事との差を見て妥当であるか否か、つまり、南海軌道下を工事することによる特殊性をどれだけ見るのか、それ以外の部分は一般土木工事と同じ、我々が発注する工事と同じでございますから、そういったものを比較して、南海の工事が妥当な金額であるかどうかについてはチェックしているところでございます。協議におきましても、そのもらったもの、請求書1枚という形ではなくて、工法について設計の段階から計画の段階から協議をしているというところでございます。最も安い工事を、経済的な工事を模索しているというところでございます。

2点目につきまして、資料のつくり方と申しましょうか、今回工事の内容について一式としか書いておりませんので、少し内容について説明をさせていただきたいなと思います。（和気 豊君「ここへ書くべきではないかと言うてるんです」と呼ぶ）資料のつくり方については今後検討して、もう少しわかりやすい形で議会にお示しするというのも必要ではないかなと思っておりますので、検討させていただきたいなと思っております。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 要は随契ですし、この南海の軌道敷をいわゆる沈埋する工事については過去いろいろ皆さんから、割高になっているのではないかと、通常の工事ではこうもいかない、そういう額での入札契約になっているのではないかと、こういうふうなことが出る出てきているわけです

ね。今回で4回目です。毎回やっぱり論議を醸しているわけですから、そういう点では、やはりそれに足るような明確な資料を別途お出しをいただくぐらいの親切さがあってもいいんじゃないか。それがなくても、この参考資料の中に一定の総延長数なり、あるいは軌道敷にかかる工事の内容なり工法なりはあってしかるべきではないかと、こういうふうに思って質問したわけです。

それからもう1つ、私が言いたいのは、最初から設計の段階から向こうと話をしていくんではなくて、こちらで一定設計金額を明確にした客観的な、だれが見てもこれは一定の根拠があるという明確なものを持って、その上で相手と折衝していくと。だから当然一般的な設計金額、第三者的な設計、これはやらしているわけですね。市の頭の中でこれぐらいになるだろうということの、そういう主観的な積算ではなくて、いわゆる第三者がきっちり見積もった、専門家が見積もった、そういう設計金額なり工事金額なり、これをつかんだ上で交渉されていると、こういうふうに理解していいんですか。

議長（林 治君） 南整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） 設計金額に係る話でございますけども、主観的な、第三者的なという御提案でございますけども、我々自身も建設省なりから出てる積算基準に基づいたものであるとか、それから、過去同種の工事の実績等ございますから、それらと比較して客観的な判断をして、今回の協議に臨んで今回の契約に至ったものであるというものでございます。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） 1つは、随意契約という一般には市民には余り聞きなれない言葉ですから、ちょっとわからないんですが、いわゆるそこに特命みたいな形で発注するという、そういう理解でいいんだろうと思うんですが、その場合には競争ということではないですから、値段の設定についてはお互いに客観的にどれぐらいの値段かということ積算をして打ち合わせをします。だから、基本的な部分の工事代金は私はそれでいいと思うんですが、プラス南海電車の下を通るといって、いわゆる危険費というんですか、何か事故があった場合の賠償問題ということがこの場合に問題になる

うかと思うんですが、あなた方が一応設計をして出して、予算を上げてくると思いますが、プラスそういう危険率というんか危険費というものは一体どれぐらいこれに見ていらっしゃるのか、そこを明確にさせていただきたいと。

できれば——できればというんか、これは出してもらわないといけないと私の立場から思うんですが、金額入りの見積書をきちっと出してもらいたいと。随意契約ですからね。それがもし出せないということであれば、出すことによってどういう支障が生じるのか。恐らく資材は、ボリュームを計算して、それが何ぼで入るか、その入る金額を秘密にする必要は全然私はないと思うんですね。当然それは原価ですから、もしそこに実際入る値段と見積もった価格に差額があれば、それは企業の努力という問題とは全然違うと思うんですね、概念的には。それはやっぱりきちっと何ぼで入るかというのは積算のときにつかんでおいてもらわないといけない。それがもしアバウトであれば、経費の出し方についてもいろいろ影響してくるわけですから、それはきちっと、一般に物を売っとる問題ですから、それを売っとる値段が市民にわからないということはある得ないと思うので、それはぜひ出してもらいたい。

それからもう1つは、これはずっと提起しとるんですが、距離にしても余り大した距離でないと思うんですが、3億4,000万円ということで、これが公共事業の特別会計の中で処理をされると思うんですが、先ほど議論がありました下水道とは全く性格を異にする内容だと思うので、これだけ大きな金額が独立的な下水道会計の採算とかいろいろな問題を論じるときに、全く性格の違うものが入るとするのは私は問題だと思うんで、早急にこれは別会計にするべきではないかなと思うんですが、それはなぜできないのかということをも明確にしてもらいたい。

それから、南海の下を通るから随意契約をしないといけないと思うんですが、それもちよっとよくわからないのは、管理は南海電車にしてもらったらいいと思いますね。しかし、工事はやっぱり第三者がやる方がより明確になると私は思うんですね。そういう点でなぜ競争にして、あなた方は施工管理というのを普通の工事の場合にも置くわけなんですか、そういう施工管理的な部分を南海が担うということは私はあり得ると思うんですが、そういうことがなぜできなかったのか。

大きくはその3点、よろしく申し上げます。

議長（林 治君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） お答えします。

今回の雨水函渠工事につきましては、りんくうタウンの雨水の排出の工事でございます。内容といたしましては企業局負担でございます。全額企業局負担と違いますけども、3億4,000万円のうちの2分の1が国庫補助、あと残りの85%ですか、それが起債と、そして企業局負担でございます。

そして、雨水函渠については下水道と違った会計を持ってないかということでございますけども、雨水についても汚水についても下水道会計でやっておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

あと技術的なことについては課長の方から説明しますので、よろしくご理解のほど申し上げます。

〔小山広明君「一般会計の負担だけ言うといて、きちっと。一般会計はどれぐらい負担するのか。起債だけなのか」と呼ぶ〕

下水道部長（竹中寿和君） （続）先ほどの金額の内容でございますけど、契約金額3億4,000万円で、国の補助金が2分の1で1億7,000万円でございます。それで残りの1億7,000万円の85%ですか、それについて7,200万円が起債でございます。それと、市の持ち出しが8,500万円。この8,500万円のうちに府貸しがございます。府貸しが1,200万円で、市の持ち出しは1,000万円と、こういうことでございます。

〔小山広明君「市の持ち出しだけ言うといてくれたらええよ」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 南整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） 小山議員から危険回避について御質問がありましたので、説明申し上げます。

参考資料の3ページの部分でございますけども、保線関係、信号関係、計測関係に係る部分が、これがいわゆる安全管理と申しましょうか、今回工事に追加して南海へ委託するに際し必要となる工種の部分でございます。

それと、土木関係工事につきましても、先ほど質問でも申し上げましたように、非常にきめ細かな工事をするというところで、危険回避と申しますとあれですけども、いわゆる通常の工事と違う部分、鉄道直下の工事で

あることの部分が組み込まれているというものでございます。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 随契の場合の見積書の提示というんですか、お見せするということですが、随契といえども設計の金額というのは公表するということはできませんので、御了承お願い申し上げます。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） 議論ですからね、できませんというだけでは答えにならないんです。やはり支障があるからできないんでしょう。資材の購入単価を言うことがなぜ支障になるんですか。あなた方も、じゃ資材はあなた方が見積もった金額と同じ値段で入るといって、そういうことを想定しとるんでしょう。そこだけ答えてください。例えば100円で買えると言ったのが、例えば80円で買えたり60円で買えたとすれば、企業努力としてその差額は認めるんですか。その概念を聞かしてください。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 見積書を公表するということにつきましては、相手方に市の予定される金額ですか、これがわかるということでございます。あと業者も、それはそれなりの設計金額をはじき出しているとは思いますが、これを公表することによって業者が努力をしなくても——しなくてと言ったら語弊があるかもわかりませんが、このぐらいいけるというところがわかるのであれば、それならこれだけにしとこかというようなことにもなりますし、あくまでもやっぱり企業努力という形で入札金額を上げていただかないかということになりますので、公表はできないということでございますので、その辺よろしくお願い申し上げます。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） これ、再質問ではないですよ。これでは答えになっていないですよ、議長ね。私、一般的にグロスの金額の中に企業努力が含まれる分は十分わかりますよ。それは質問してないんですから。例えば材料ですわ。直接経費ですね。例えばセメント1つ、具体的に言いましょ。セメントは今40キロ入りなんじゃないかな。それをあなた方はボリューム出して、それが何ぼで入るということをあなた方が見積もった場合にですよ、その金額よりも以下で業者が、それを企業努力というのか値切るというんかどうかわかりませんが、そういう形で差額が出た部分については認め

るんですか、概念的に見積もりを積算するときに。そこを私聞いとるんだから、このことにきちっと答弁しなかったら、私もう次、再質問に立ちませんよ。だからそれはきちっと答えてください。それも認めるというのであれば、議論はそこをもとに展開しましょう。

〔小山広明君「認めるか認めんかだけ答弁したらいいんじゃないか」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 工事の積算見積もりですね。今セメントを1つ例にとられました。これはそれぞれ市の方で当然基準なり決めて積算をしとるわけですね。しかし、実際その購入される価格が幾らであったかということは、これは現実にはそこまで事細かには調査をしていないと思いますけれども、今問題になってるのはもともとの市の基準としてのセメント1袋がどうかという値段を外部に公表するということは、やはり以降の同様の材料を使う場合の参考に当然なるわけですから、これは公表ができないということで申し上げてるところでございます。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） そうすると、あなた方がボリュームを出して、当然おたくが予定単価を入れるときに単価を入れますよね。そのときにセメント代、当然おたくの方が価格を入れてますよね、これは当然、入れないと出ないわけですから。その値段よりも実際に買う値段が安く買ったと。そうすると当然利益が出ますよね。差額が出るでしょう。それは業者のもうけになるでしょう。そのことをあらかじめ企業努力の中に、そうして安く買った分も入れておるんですか、あなた方の考え方。今は入れるということですね、結論的に言ったら。100円で買うとあなた方が見積もつとると。それが80円とか70円で買った場合の差額については当然企業のもうけになるじゃないですか。

だからそれは、私は企業努力という問題ではないと思うんですよ。それは、あなた方が実際に入る価格を調査をして、ちゃんとそれで積算をして、当然基本には管理費というのがあります。それから利益もそこに積算するでしょう。企業の利益、常識的な。そしたら、それで安く買ったことをあなた方が認めるということは、きちっとあなた方が例えばこのセメントは何ぼで入るということをいろいろ調べて、入れるときに正しい価格が入っ

てないということなんですよ、それは。

だから、そうなってくると企業の利益計算するときにも影響するだろうし、実際に入る価格とあなた方が見積もった価格とが違えばですよ。それはやっぱり僕は問題ですよというんですよ。だからそれはちゃんと出してください。あなた方はどういう値段で積算をしておるのかですわ。そういう直接経費的な部分ですよ。それは出してもらわないと我々はやはり判断できないですよ、それは。それが余りにも大きかったら、実際入ってるのがちょっと多くても僕はだめだと思うんです、理論的には。だからちゃんと、それはあなた方の理由だったら、そういう直接経費的な単価を出していただかないと、やはり私たちは判断できない。だからちゃんと出してください。あなた方の理由じゃ出してもらわんと困りますよ。

〔小山広明君「首かしげてなくて、そこで首かしげずに内容をしゃべりなさいよ」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ちょっとおっしゃった意味が、私もよく理解できないところがあるんですけども、要するに市の方はいろいろ、国からの通達等も含めましていろんな積算基準というのはやっぱり持っているわけですから、それに基づいてそれぞれ市のこの事業であれば、ここについてはこれだけだという単価を用いながら積算してるわけですね。各企業の方はそれぞれの努力に応じて、これであればこれぐらいでいけるという見積もりの中で、トータルとして市の積み上げた予定価格の範囲内で入札をされておる。その最低価格のところで実施されるということですから、もともとピタッと一致してるわけではないわけですね。それぞれやっぱり企業は企業で個別の努力をされて経費節減等をされておるわけです。ですから、結果として入札というのが成り立つということでございます。

今おっしゃってる積算書の公表ということになりますと、もともと市の方で積み上げる根拠となるものをお出しするわけですから、今度は要は予定価格が基本的にわかるということになってしまいますから、入札制度が非常に混乱する、成り立たないということになると思いますので、公表はできない、こういうことでございます。

〔小山広明君「それは答弁になってないですよ」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 小山君。

3 番（小山広明君） 答弁になってないから説明のために言うんですけどね。全部のトータルで、最後合計した金額の云々を全然議論してないですよ。わかってるでしょう、それは、さっきから言っとるように。直接経費ですよ、直接経費。物を買う、資材を買う直接経費ね。その直接経費の単価は、あなた方が言ってる単価は出せるんじゃないですかと言っとるんですよ。それは企業努力で安く入れた分は利益になるでしょう。こっち聞いていなさいよ。そっち向いとるから僕の言うことわからないんじゃないですか。

直接的な資材を購入する場合に、そこに差額が出たのは企業の利益になるでしょう。それは認めるでしょう。しかし、あなた方は、これはこの値段で入るという前提の中で、企業としての経費と利益をそこに——そこはわからんでいいですよ。しかし、直接的な経費については広く公開することによって、より企業は努力をして、ちゃんと購入する値段は公表していくじゃないですか。それが公正というルールじゃないですか。役所が売るときは30円で売るけども、一般の市民には80円で売るんだって、そんなこと商売で成り立たないでしょう、何でも。だから企業は宣伝をしてより安く売っとるんじゃないか……。企業は安くなり適正な価格でやることによって商売につなげていくんじゃないですか。そしたらあなた方も、そういうものは積極的に公開をして、勝負するところはそういう企業の努力、あなたの言う節減ですわ。それも節減に入るんですか。1俵100円で買うものを80円に入れたらそれは節減という概念ですか。違うでしょう、それは。値切ったことでしょう。

そしてあなた方は、実際に入る80円を100円にしとるんだったら、あなた方の見積もりが甘いわけですよ。実際で入る値段じゃなしに、実際には高い価格であなた方が見積もり入れるから、こういう問題が起こるんじゃないですか。だから、あなた方の市場調査というのが絶対必要になってくるんですよ。

例えば、建設省が基準を示すと言うけど、単価まで全部入れるんですか。例えばセメントの単価を、建設省は基準単価として入れとるんか、単価ですよ。それ言うてください。単価を入れとるんですか、建設省が。

〔小山広明君「今までそういう間違っただけをやってきとるから答弁ができないだけじゃないか。明らかに公開するべきや、そんなもの」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 南整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） 今回工事も含めまして、工事に係る積算の仕方でございますけども、単価につきましては大阪府なり近畿地建なりが決めました標準単価なるものを積算の資料として我々は入れてるものがございます。これにつきましては、通常の一般の入札の際につきましては金抜き設計書という形で抜いた形でお渡しして、各業者さんに入札に臨んでもらうというものでございますので、一つ一つ単価をという形の突き合わせでなくて、あくまでも総価契約と申しますか、総価で設計をしているという、各単価につきましてはその総価を出すための参考資料と申しますか、積み上げるための参考資料という扱いでございます。

以上でございます。

〔小山広明君「答弁になってないがな。初めから総価が出るわけがないでしょう。個々の積み上げの結果総価やないか。そのときにどないして単価入れるんや」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） だから標準的な単価は、そらあるかもわかりません。しかし、実際に入る単価は、あなた方が努力して、やっぱりこれだけ財政が厳しいときだから、直接経費については実際の価格と積算価格が同じであることは当たり前でしょう。そこを求めとるわけでしょう。実際に入る価格。直接資材ですよ。そして企業によっては、管理費とか利益をどう見るかというのは、それは企業秘密ですよ。社長、副社長がおるとこと社長だけおるとこと、それは経費違いますがな。そこは企業努力でいいんですわ。しかし、直接の部分でちゃんとした値段を保証してあげなかったら粗悪な事業ができる、工事になるということですから、適正な値段を入れるべきですよ、買える値段を。100円で買えないのに80円入れたら、それは粗悪な事業になるじゃないですか。

どちらにおいてもやっぱり正しい値段をそこへ入れるんだから、それは公表して、特に随意契約であればなぜこれを示すことが支障があるんですか、競争入札の中で。広くみんなに、この資材はこれだけで入るということを知らせるといことが、だれにとって支障になるんですか、それは。ちゃんとそれは出してください。そういうことに絞ってやっぱり答弁してくださいよ。

僕は総価的なことは言ってないんだから、全然言ってないんだから。企業の利益とか経費という部分は全然議論してないですよ。そのことを含んだ答弁しないでください。直接的な経費についての積算と単価については公表してください。それが我々は正しいかどうか、実際店へかけて、これ何ぼで入れてくれますかと言ったら、すぐつかめることやからね。そしてそこであなた方が甘いか甘くないかというのを我々がチェックして、議案の中で、市民から選ばれた我々の立場の中で判断するんですよ。何にもなかったらどないして判断しまんのや。随意契約でやらないかんという理由はわかりましたよ。しかし、この単価が正しいかどうかというのを判断する根拠は一切我々持ってないわけやからね。ちゃんと出してください。

議長（林 治君） 南整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） 積算、いわゆる材料単価の話がただいま出ましたけども、材料単価につきましては、我々はその総価を積み上げるための参考資料という扱いをしておりますので、あくまでも我々は総価、契約の合計という形で契約者とも契約いたしますので、我々が積算する価格はございますけども、その辺について我々はあくまで参考価格ということで、実際の工事現場、企業がどのように運営してるかとはまた別のものがございますので、今回の工事もそういうふうに使っておりますので、よろしく御理解願います。

〔小山広明君「理解できん」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） だから、参考にしてるといみじくも言ったんだから、参考にならんといかんわけですね。実際に入る価格と、あなた方が参考に出した価格がどうかというのを我々は当然知る権利もあるし、そこが正しいかどうか、今回の随意契約の価格が正しいかどうかを判断する唯一の根拠じゃないですか。参考のためと言うんだったら参考のためにも出さなさいよ。そんなことオープンにしていかなかったら、この公共工事の単価というのは、どこが市民が判断して——ただ3割高いとか漠然としたことを言われて、あなた方も片腹痛いでしょう。ちゃんとやっぱりそういう直接材料費の部分では利益を上げる必要は全然ないんだから、ちゃんと管理費と利益をして、それ以上下回ったところには落札もさせないんですから、それ以上高い単価で入れることを保証する理由は一切ないですよ。出してく

ださい、ちゃんと相談して。出せるでしょう。どういう支障があるんか明確に合理的に言ってください。出すことがどういう支障があるのか。後の競争入札にあるのか。理由を示してもらわなかったらだめですよ。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 理由は、先ほどから申し上げておりますように、市としては標準的なそういういろんな、国とか府の通知とか、あるいは建設物価等も参考にした一定の積算基準を持ってるわけですから、その基準単価をお示しするという事は、今後の入札においてその部分については一定の価格が容易に推定できてくると、予定価格を推定することができると、その部分についてですね。そういうことになりますから、好ましいものではないということで公表していないと、こういうことでございます。

〔小山広明君「推定されて、どう悪いの。当たり前やないか」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） 中身で議長、お願いしたい。推定するのは当たり前で、業者は全部推定して、何ぼぐらいだろうかといって推定して入れとるんじゃないですか。推定されることが、推定する条件を出してあげたらいいんです。直接的なことですよ。それを出すことが何で業者にやね——業者はそんなら全然雲をつかむみたいな話じゃないですか。しかも、低い価格入ったら落ちないんですよ。だから業者は本当に実際入れると思って入れたんでも、あなた方がどこかで入れてるかわからんから失格ということがあり得るんですよ。だから、あなた方が出したことが合理的に、直接経費において本当に市場でかかる単価をつかんどったらいいいですよ。しかし、本当は50円が入るのにあなたが100円でやったら、50円が入ると思って自信を持って入れた人は失格になるじゃないですか。それは市民のためにはならんでしょ。

あなた、推定されるから推定させないんだと。業者は、建設省の標準物価表って全部出てますわね、全国的に。ここで出さないけど、一般には出とるでしょう。業者は持ってないと思うんですか、あなた。そんなら業者は何を基準に積算しますねん。ほんとは業者は実際に納入する人に電話をかけて、何ぼで入れますかということで入れとるはずですよ、実際はね。そのこととあなたが実際に買えるというものがピタッと一緒でなかったら、

それはフェアじゃないじゃないですか。

そういうものをなぜ市民の前に公表することが支障があるんですか、あなた。普通の民間だったらもうけを保証したり管理費を保証したりしませんよ。値切るだけ値切りますよ。あなた方は安くしたら粗悪な事業になって、公共事業の使命が果たせないということでやっとなるから、ちゃんと利益も保証してあげ、管理費も保証しとるんでしょ。そしたら少なくとも直接経費的な部分については、厳格にやるためには公表しなさいよ。

あなたこれ、全国に向かってあなたのその答弁なんか、だれも納得しないですよ。直接経費的な部分、直接資材購入的な部分については公表しますと、泉南市は。だれが買ったって同じ値段で買えるんだからね。それは同じ、フェアじゃないですか。だから私は直接的な、例えば資材の単価については公表していただきたい。特に随意契約の場合にはしてもらわないと我々は判断できない。出してください。

議長、そういうことばかりさっきから言っとなるんだけど、答弁は全部すれ違って答弁しとるんですよ。だからちゃんとやってください。でないと何回もこれ、ほかの議員にも御迷惑かけるんで、ちゃんとそれは出してくださいよ、市長。市長と相談して。出すこと何にも支障ないでしょう。それが何の支障になるんですか。全部見積もりしても、ほとんど僅少差でしょう。100万とか200万ぐらいで寄るでしょう。業者はわかっとなるんですよ、それは。実際入る単価を。

それは何も推測されたら困るというような状態でない。実際問題、そんな物すごい幅が出たら業者の信用問題になるじゃないですか。みんなやっぱり実際かかる単価も知っとなるし、あなた方がどれぐらいの幅で経費を見て利益を見てるかわかってますよ。見てなかったら業者は仕事できないじゃないですか。この間だれかが質問の中でも言ってましたけどもね。だからそれはちゃんとオープンにした方が私は明朗な運営ができると思いますよ。だから出してくださいよ。出さない理由、全然ない。今まで何回も答弁していただいとるけど、同じ答弁やったらやめといて、ちょっと相談して出してください。単価表だけぼっとコピーしたらしまいじゃないですか。主なものだけでいいですよ。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 何度も答弁差し上げてるんですけども、この点は御理

解いただけないのは非常に残念でございますけども、我々としてもあくまで標準的な単価というものを設定してるということでございまして、それを1つの根拠として持ってるわけですから、今後やはりそれを公表することによってすべての業者が、あるいはわかってくると、その単価をわかると、そういうことがまず前提でスタートしてくると。こういうことでございますから、予定価格の一部がそれで推定し得るようになってくる、こういうことでございますから、指名競争入札においては決して有効ではない、適正ではないというふうに考えておりますので、公表できないということでございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

〔小山広明君「だめです、それは。直接的な経費については出してください。全部はいいですから」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 小山議員、先ほどから小山議員の方からは質問の趣旨に答えていないということですが、理事者の方からは同じ答弁を確かにしておりますので、なにでしたら角度を変えて言っていただけるなら角度を変えて言っていただくとか、そういうことで処理していただきたい。小山君。

3番（小山広明君） まあいいですわ。いずれにしても世の中いろんなことが変わってきて、私の言うことがある程度、僕は通ってくると自信あるんですが、そういう直接的な経費についてはですよ。そういう企業の努力によって影響のある部分については出せないのは、それはよくわかります。しかし、直接材料を買うことの単価については少なくとも公開するべきですよ。それは強く申し上げておきますし、あなたが理解できなかつたらやっぱり、あなただけ今考えてるけど、みんなで相談してください。そういう要求が、市民が要求しとると考えてくださいよ。そういうことについてむちゃなのかどうかということは何もお考えいただきたいし、今後いろんなケースで私も調べたりして追及しますけども、市民への情報公開の一環として、既に全体の予定価格を公表している自治体もあるということもあなたは御存じだと思いますけどね。そういうところもやっぱりあるわけですから、私よりもっと踏み込んで公表しておりますよ。そういうことを強く申し上げて、努力を待ちたいと思います。

それから、あとの問題については皆さんきちっと答えてないんですが、直接的な経費、費用部分と危険負担の部分の金額をきちっと言ってもらっ

てないんですが、割合でも結構ですけどね。あなた方がそれは標準的なものから割り出せるわけでしょう。そこにプラスアルファ、南海がとまったらどうしようとか、いろんな意味で危険負担部分があると思うんですね。私はそれは保険とかいろんなものでやっていけばいいし、管理は南海電車にしてもらったらそれでいいと思うんですが、土木工事についてはやはり一般に競争入札にするべきだと、そう思うんですが、なぜそれができないのかはいいとしても、どれぐらいの割合で直接費用部分とそれから危険負担部分ですね。これはなかなか——南海は随意ですから南海がうんと言わなかったらできなかった部分もあると思うんで、その辺はどういうような割合になっておるのかをお示しをいただきたいと思います。

それから、先ほどちょっと数字をいろいろ言って、最終結論がわからないんですが、市の持ち出しは、起債部分も基本的には市の持ち出しになるわけですね。それから今で言えば、現金を出すのは1,000万なんですか、この3億4,000万のうち。話を聞いていると、今の3億4,000万を対象に2分の1出るということですね。いわゆる補助基準をすべてクリアした工事内容であると。よく補助基準を出たところは100%地方自治体の持ち出しだという議論がありますから、それは一切この部分にはないという理解でいいのかどうかですね。やはりこれは基本的には、国の補助が出るといっても全然違う性格のもんですから、一般市民生活の下水道事業、結果的にはその人たちの負担になってくるわけですから、私は分けるべきだと思うので、これは今すぐそうしますと言うわけにいかんと思いますので、これは私の意見としときます。

その部分だけちょっとお答えください。

議長（林 治君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） お答えします。

補助対象額は3億4,000万円全額でございます。その2分の1が国庫補助ということでございます。よろしく。

〔小山広明君「さっき僕が指摘したのでいいということですね」と呼ぶ〕

下水道部長（竹中寿和君） （続）3億4,000万円全額国庫補助の対象でございます。その国庫補助が1億7,000万円、2分の1がそうです。そして企業局負担が8,500万円。残りの1億7,000万円の8,500万

円、同じく2分の1ですね、それが企業局負担。そのうちの残り8,500万、もう8,500万ありますけど、その85%が起債でございます。その起債の額は7,200万円。その残りの1,300万円でございますけども、その1.3%ですか、それについては府の貸し付け1,300万円ということで、府の貸し付けが今言いましたように1,200万円、残りの1,000万円が市の持ち出しと、内容的にはこういうことでございます。よろしく御理解のほどを。

議長（林 治君） 計算が合っていない。（小山広明君「ややこしいことはいいわ。市が負担する分だけ言ってくれたらええわ、起債も含めて」と呼ぶ）単純な数字だから正確に言えるでしょう、正確に。トータルしたら3億4,000万になるように答弁してください。

竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） もう一度答えさせていただきます。

工事請負契約3億4,000万円のうちの2分の1、2分の1というのはいわゆる国庫補助1億7,000万円です。そして残り1億7,000万円でございます。その残り1億7,000万円の2分の1の8,500万円、これが企業局負担でございます。その残りの8,500万の85%、7,200万円が起債でございます。残り1,300万円になると思うんですけども、その1.3%が府貸しで1,200万円、それで、市の持ち出しが100万円ということなんです。

議長（林 治君） 南整備課長。

下水道部整備課長（南 健志君） 改めまして、今回の工事の費用、財源負担について御説明申し上げたいと思います。

申しましたように、2分の1が国費、1億7,000万円でございます。残り2分の1のうちの半分が企業局の負担となる対象金額でございます。これが8,500万。残る8,500万が基本的に泉南市の対象でございます。このうち下水道の起債が85%充当されますので、これが7,200万円でございます。残されたものが1,300万でございます。これは原則一般財源ではございますが、今回の工事につきましては大阪府からの貸し付け対象があります。これが95%で、1,200万が府の貸付金からの充当でございます。残る100万につきましてはいわゆる一般財源としての持ち出し金額になっておりますので、よろしく願いいたします。

なお、今回は基本的な考え方をございまして、最終的には9年度決算、10年度決算という形で報告さしてもらおうという形になりますので、あらかじめ申し上げます。

議長（林 治君） もう1点。南課長。

下水道部整備課長（南 健志君） 今回工事におきまして、保険という形ではなくて、列車を通行するに必要な安全措置、例えば信号を改良したりするだとか計測機器を設けるだとか、それを測定する人件費だとか、そういうものを見込んでいるところをございます。これにつきましては、いわゆる通常の工事の安全管理費と同等であると、率についてはちょっと差し控えさしてもらいますけども、大体一般に工事をする場合に安全管理を見込みますけども、それと大体同程度であると。特にこの工事だけが——もちろん特殊な工事は要るんですけども、特に我々が見て著しく高いだとかそういう状況ではありませんので、そこらをよろしく御理解願いたいと思います。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） 私の説得力も悪くて、行政だけを責められない部分もあるんですが、これで終わっときたいと思うんですけども、基本的には現在あそこの屯道川に幅員の大変大きな川があって、そこにこれだけ3億4,000万円もの工事をしていくと。基本的には7,200万円の市民の負担になるわけですから、やはり性格上は下水とは一切関係ないわけですので、これは内容に合った会計処理をぜひお願いをしたいと思います。

それから、危険部分についての費用は見積もってないということでありましてけれども、そうかどうかというのは口頭だけですので、もう少し直接的な経費と、南海に頼まざるを得ない、いわゆる競争には供することができないという部分もあると思いますからね、そういうものはむしろ複数の業者を入れることが、より安全面においてもやっぱりチェックし合うわけですし、南海も自分のところで工事するのに自分のところで安全をやると、それは安全を抜けば抜くほどもうけにもつながるといような、そういう構造にもあるわけですから、むしろ安全を安全という立場でチェックしていくと、工事は工事としてきちっとやっていくという、そういう分け方も私は方法としてはあながち間違っておらないと思うので、より市民なり社会に競争という原理が入りやすいような手法をぜひとってほしい。

何か見ておると、今まで従来のやっってることが間違いなかったんだというところに断ち切って、本当に改革をしていこうと。きょうの行政の答弁があしたの新聞のニュースを飾るような、そういう画期的なものが示されないというのは残念ですわね。今ほんとに公共事業のあり方ということが問われとるわけですから、やはり一言一言が緊張感のあるものであるためには、常に新しい改革をしていくと。新しいことをやろうとすれば不安も危険もいっぱいあると思うんですけども、そういうことをあえて挑戦するような行政の姿勢であってほしい。

そのためには市長、もう少し今まで、従来のやっってることが正しいということ断ち切るんじゃないしに、どう市民の疑問なり問題点に直接答えていくかという、特に随意契約の場合にはわからないということになるわけですから、ぜひ入札のあり方についてももう少し改革を示していただきたいと思うので、市長、何かあればひとつ御答弁をしておいていただきたいと思いますが。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 以前の下水道工事発注に伴う件もございましたし、この入札制度そのものがどうあるべきかというのは、さらに研究をしますというふうに申し上げております。これは全国的にいろいろ——先週の月曜日の夜9時半、「クローズアップ現代」でもやっておりましたけれども、私も見ておりましたが、非常に難しい問題でして、妙案というのはなかなか見つかりにくいんですけども、全体的にもう一度いろんな角度からこの入札制度のあり方ということについて、今後とも検討していきたいと思っております。

議長（林 治君） ほかにございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって議案第26号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に日程第 21、議会報告第 1 号 総合福祉・文化センター建設特別委員会報告についてを議題とし、本件に関し委員長の報告を求めます。総合福祉・文化センター建設特別委員会委員長、藪野 勤君。

総合福祉・文化センター建設特別委員長（藪野 勤君） ただいま議長から指名をいただきましたので、総合福祉・文化センター特別委員会の今日までの審議経過及び委員会活動の結果について、総括して御報告申し上げます。

本特別委員会は、昨年、市議会改選後の平成 8 年第 4 回臨時会において設置され、市長の提唱されているところの「水・緑・夢あふれる生活創造都市」の実現に向け、その一環として総合福祉センター建設に向け、議会においてもそれに取り組まんがために設置され、今日に至っているものでありますが、顧みますと、本特別委員会の過去からの経緯を申し上げますと、平成元年第 1 回定例会において設置されて以来、今日まで 9 年間にわたり継続して、所期の目的を達成するため調査及び協議がなされてまいりました。

なお、本報告に当たり、お手元に御配付いたしております資料を参考としてごらんいただきたいと存じます。

それでは、それに基づき、本特別委員会の活動状況及びその調査、審査の結果について概要の報告を申し上げます。

まず、本特別委員会は設置後、第 1 回目を平成元年 4 月 14 日をもって出発点として開催して以来、今日まで合計 42 回開催し、センター建設に係る諸課題、諸問題を審議してまいりました。また、本施設建設に伴うその参考とすべく、その間先進地視察を 16 回実施されてまいりました。

このこととあわせ、本特別委員会の設置から今日に至る委員会活動の主なものを年次別に、その概要を申し上げます。

まず、平成元年度から平成 3 年度におきましては、主に総合福祉・文化センターの建設候補地の選定、建設予定建物の規模等につきまして、建設にかかわっての財政負担等の市に与える財政問題について、主な審議がなされました。

次に、平成 4 年度には、建設予定地が本田池と決定され、予定地の地質調査、埋蔵文化財調査が行われる中であって、建設に伴う諸課題の問題解決のための審議がなされました。また、このことに並行して、建設に伴う

建物の基本設計案の審査等もあわせて行い、実質的にこれより本施設の建設に対する具体的な審議が行われました。

続いて、平成5年度には、引き続き建物の基本設計案の審査とあわせて、建設用地1万平方メートルの購入に伴う審議等が行われました。

次に、平成6年度におきましては、当初の構想として打ち出されておりました文化センターの併設については、一定分離し、福祉センターとして単体で建設していくとの方針の変更があり、いわば当初計画からすると大変大きな変更もございました。

かかる状況のもと、予定地の造成工事が開始される中であって、総合福祉センターとしての実施計画案を、建設に向けての具体的な審議及び今後の本市の福祉施策の拠点施設として福祉センターの実施予定事業の取り組み状況等の審議を行いました。

次に、平成7年度におきましては、総合福祉センターの建設に伴うその開設準備の現況と、本施設が10月に建設工事が着工されることに伴うセンターの今後の予定事業の取り組み状況について審議を重ねました。

続いて、平成8年度におきましては、前年度に建物の建設工事が着手されることに伴い、福祉センターの運用ソフト面について、その予定事業の実施内容、その運営にかかわる人員配置を初めとする運営体制の問題点、またその事業運営経費及び関係諸条例案など、福祉センターの運営に係る具体的な審議を行いました。

次に、本年度につきましては、6月14日に開催し、来る7月1日より本センターが開所される運びとなることに伴い、その事業運営の一環として運行予定の循環バス路線の提示があり、その内容について検討がなされました。

このような経過を踏まえ、本年7月1日に本センターが開所されたものであります。

その後、去る9月9日、本特別委員会の今日までの総括をすべく委員会を開催し、その中であって循環バスの運行における問題点、その運営上の問題点等について市の考え方なり、それに対する意見もありました。

かくして、本特別委員会の存続にあっては、設置目的であるところの施設の建設がなされ、オープンされたことに伴い、本委員会の所期の目的が今日をもって一定達成されたものであると考えるものであります。本報告

でもって本特別委員会の活動については終結するとともに、消滅するとの結論に至った次第であります。

以上、甚だ簡単でございますが、本特別委員会の審議の経過の総括と結果の御報告といたします。

議員各位におかれましては、本特別委員会同様、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（林 治君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

お諮りいたします。ただいまの委員長の報告は、総合福祉・文化センター建設特別委員会の委員会活動及び審議は終結であります。よって、本件についてはこれを了承することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって議会報告第1号は、これを了承することに決しました。

ただいま御了承賜りました総合福祉・文化センター建設特別委員会活動終結に当たり、私より一言申し上げます。

本特別委員会におかれましては、今日まで委員長初め各委員には、長年にわたり総合福祉センター建設に伴う諸問題について、慎重に調査研究を賜り、本日まで大変御苦勞をおかけいたしましたことを心より厚く御礼を申し上げます。

なお、本日より総合福祉センターに関する問題については、民生常任委員会をお願いするものとしたしたいと思いますので、その点よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第22、選挙第1号 南大阪湾岸中部流域下水道組合議会議員補欠選挙についてを議題といたします。

これより南大阪湾岸中部流域下水道組合議会議員1名の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推

選によることに決しました。

さらにお諮りいたします。指名推選の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。南大阪湾岸中部流域下水道組合議会議員に1番 上野健二君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました上野健二君を南大阪湾岸中部流域下水道組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました上野健二君が南大阪湾岸中部流域下水道組合議会議員に当選いたしました。

ただいま南大阪湾岸中部流域下水道組合議会議員に当選いたしました上野健二君が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

次に、日程第23、議員提出議案第18号 「周辺有事」を理由とした関西空港の「米軍への提供」に反対する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して成田政彦君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。成田政彦君。

5番（成田政彦君） 議員提出議案第18号、「周辺有事」を理由とした関西空港の「米軍への提供」に反対する意見書について、案文を読んで提案したいと思います。

「周辺有事」を理由とした関西空港の

「米軍への提供」に反対する意見書（案）

防衛庁は、「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」見直しに関連して、「周辺有事」の際、米軍に提供する可能性のある関西空港など民間空港・港湾十数ヶ所のリストを運輸省などに提供しているという重大な

事実が明らかになった。関西空港は、長年にわたる地元との協議を経て「公害のない空港」「地域との共存共栄」をめざす空港として運輸省の示した「三点セット」にもとづき、その建設がすすめられ、当時は軍事利用の懸念など論外とされてきた。

今回の「米軍への提供」は、地元住民の意志を根底から崩すばかりか、重大な憲法違反・基本的人権の侵害であり、泉州住民をはじめ広く大阪府民の生命を危険にさらすものとなる。

関西空港の米軍使用は、「有事」に必要な準備を「平時」から行うことを意味し、関西空港が常時、軍事管理下におかれることになることが予想されるとともに核兵器の持ち込みの恐れも考えられる。

泉南市をはじめ多くの地元自治体では、「非核宣言都市」「平和都市宣言」を行い、憲法の平和原則を尊び常に、「平和・基本的人権・環境保全」を住民とともに守ってきた地域であり、関西空港の米軍への提供を絶対に容認できない。

よって、地域住民、関西空港で働く人達及び、関西空港利用者すべてのくらしと安全を守るため、関西空港の「米軍への提供」を撤回するよう要請する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成9年9月29日

泉南市議会

よろしく申し上げます。

議長（林 治君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。

———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（林 治君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（林 治君） 起立少数であります。よって議員提出議案第18号は、否決されました。

次に、日程第24、議員提出議案第19号 「介護保険法案」の徹底審議と公的介護保障体制の早期確立を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気 豊君。

13番（和気 豊君） 御指名をいただきましたので、案文を朗読し、提案にかえさせていただきます。

「介護保険法案」の徹底審議と公的介護

保障体制の早期確立を求める意見書（案）

先の臨時国会で提出された介護保険法案は、継続審議となっている。

周知のように高齢者介護の問題は深刻さを増し、早期の解決を多くの国民が願っている。しかし、介護保険法案では、もっとも肝心の国の責任が曖昧にされており、その一方で年金からの保険料の天引き、それによらない場合は市町村が徴収を行うことが明記されている。また、急がれる介護支援体制の基盤整備についても市町村の作成する「基本計画」に委ねることになっている。すでに、老人保健福祉計画（新ゴールドプラン）に基づいて基盤整備が進められているが、長引く不況などによって地方行政の悪化が進み新ゴールドプランの達成すら困難をきたす状況になってきている。さらに、新ゴールドプランが達成されても、例えば特別養護老人ホームは、二十九万床が整備されても政府の介護老人の推計でも四．八人に一人しか入れない状況である。

国民の介護要求に応えるためには、いつでも、どこでも、だれでも必要な介護サービスが受けられる体制を全国に確立することが前提となる。しかし、昨年九月三十日に武蔵野市長が全国の市長に「『市町村長は鬼になれ』というのだろうか」と言う内容の手紙を送付されている。この法案には国の公的責任がどこにも書いておらず、国民の「共同連帯の理念」ばかりが強調されている。また国民には「費用負担の義務」を明記している一方、国は「必要な措置」としていることから財源不足を理由に内容が限りなく後退し、市町村や国民負担が拡大する危険性など、今日の支援体制の

整備状況では、いずれも大きな懸念を抱かざるを得ない。

よって、本市議会は、以下の事項について要望する。

記

1、国の責任で介護保障制度を確立すること。そのためにも十分な国民合意が図られるよう、介護保険法案の拙速な成立を行わず、徹底審議を行うこと。

2、老人保健福祉計画（新ゴールドプラン）を前倒し実施するために必要な財源措置を行うとともに、国の責任であらたな目標値を設定し、実効ある見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成9年9月29日

泉南市議会

以上であります。

議長（林 治君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。

———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

議長（林 治君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（林 治君） 起立多数であります。よって議員提出議案第19号は、原案のとおり可とすることに決しました。

ただいま可決されました意見書につきましては、議会の名において各関係機関に送付いたしますが、その送付先につきましては議長に御一任願いたいと思います。

以上をもって本日の日程は全部終了し、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。連日にわたり慎重なる御審議を賜りまして、ま

ことにありがとうございました。

これをもちまして平成9年第3回泉南市議会定例会を閉会いたします。

なお、決算審査特別委員会の開催については、来る10月16日から予定いたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

御苦労さまでございました。

午後2時58分 閉会

(了)

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長

林 治

大阪府泉南市議会議員

和 気 豊

大阪府泉南市議会議員

重 里 勉